

日本国内 自動車解体事業者様向け

メルセデス・ベンツ
エンジン始動用
リチウムイオンバッテリー
(12V)
回収・リサイクルマニュアル

メルセデス・ベンツ日本株式会社

2016年2月版

はじめに

- 本マニュアルは、ダイムラー株式会社（ドイツ）が製造し、メルセデス・ベンツ日本株式会社が輸入した、エンジン始動用リチウムイオンバッテリー（12V）を搭載した車両が廃車になった際の、当該車両に搭載されているリチウムイオンバッテリーの回収・リサイクルについて記述しています。
※ 整備等で交換された部品は回収対象ではありません。

【注意!】

リチウムイオンバッテリーを装着したまま車両のソフトプレス等を行うと、発火・発煙等の恐れがありますので、**必ず事前に取外して下さい。**

リチウムイオンバッテリー回収御協力のお願い

- 廃車から取外されたリチウムイオンバッテリーは、安全上の事故防止のためメルセデス・ベンツ日本（株）により速やかに回収を行っていますので、御協力をお願いします。（回収方法はP4参照）

用途以外で当該バッテリーを使用（改造等を含む）しますと、感電事故、発煙、発火、爆発事故等が発生し、人体に重大な危害を与える可能性があります。

また、第三者に当該バッテリーの転売、譲渡等を行いますと、相手方でこれらの危険性が認識されず、事故につながりやすくなります。車両からリチウムイオンバッテリーを取外した後は、転売、譲渡等をせず、速やかにメルセデス・ベンツ日本（株）まで御連絡を頂き、回収に御協力下さい。

メルセデス・ベンツ日本（株）では、転売、譲渡等による用途以外への当該バッテリーの使用（改造等を含む）による事故、損害等については責任を負いかねます。

転売、譲渡等により、使用方法、保守点検方法、誤使用防止など、製品の危険に関する適切な情報の指示、警告がなされなかったことにより事故が生じた場合、転売、譲渡された事業者の方の製造物責任が問われる場合もありますので、転売、譲渡されないようお願い致します。

対象車両（エンジン始動用リチウムイオンバッテリー搭載）の見分け方

【エンジン始動用リチウムイオンバッテリー搭載車両：2016年2月現在】

- S 63 AMG / Mercedes-AMG S 63（モデル222）
車台番号の4桁目～9桁目が『222177』の車両
例）WDD2221772A123456
- S 63 AMG 4MATIC / Mercedes-AMG S 63 4MATIC（モデル222）
車台番号の4桁目～9桁目が『222178』の車両
例）WDD2221781A123456
- S 65 AMG / Mercedes-AMG S 65（モデル222）
車台番号の4桁目～9桁目が『222179』の車両
例）WDD2221791A123456

- SLS AMG（モデル197）の一部
車台番号の4桁目～6桁目が『197』の車両
例）WDD1973781A123456

- Sクーペ（モデル217）
車台番号の4桁目～6桁目が『217』の車両
例）WDD2173851A123456
- Mercedes-AMG GT / GT-S（モデル190）の一部
車台番号の4桁目～6桁目が『190』の車両
例）WDD1903781A123456

※ 通常の始動用鉛酸バッテリー（鉛蓄電池）との見分け方の詳細については本マニュアルP5をご参照下さい。

鉛蓄電池は回収対象ではありませんので御注意下さい。

車体からリチウムイオンバッテリーを取外す際の注意点

1) 作業を始める前に

必ず**イグニッションスイッチをオフ**にし、キーを抜き取って下さい。

2) 重機による解体の禁止

使用済車両のリチウムイオンバッテリーは通常充電状態にあり、バッテリーユニット本体が破損した場合、スパークや発火、液漏れ事故の原因となるため、**ニブラや重機など、バッテリー本体を破損させる恐れのある方法で取り出すことは絶対にしないで下さい。**

3) バッテリー取扱い上の注意点

作業時は**必ず絶縁手袋と保護眼鏡を着用**して下さい。絶縁手袋は、使用前にピンホール、ひび割れ、破れその他損傷がないことを確認して下さい。

また、作業時には、**落下してショートする恐れのある金属製品を身に着けない**で下さい。

取外したリチウムイオンバッテリーの保管について

- 取外した後のバッテリー端子には、**絶縁手袋を着用して絶縁テープを貼付**して下さい。
- 取外したバッテリーは、雨や水に濡れないよう**屋内にて保管**して下さい。
- バッテリーに**火を近付けたり加熱したりしない**で下さい。

引取り依頼方法について

- 本マニュアルP4を参照下さい。
※リチウムイオンバッテリーの所有権は、バッテリーが運送業者に引渡された時点でバッテリーの引取りを依頼された解体業者様より弊社に移転するものとします。

取外したリチウムイオンバッテリーの運搬方法

- 弊社に引取りを依頼頂いた後、専用の運搬箱を貴社あて送付しますので、バッテリーを格納して弊社指定の運送業者便にて御送付下さい。（**専用運搬箱以外で送付しない**ようお願いいたします。）

リチウムイオンバッテリー代金について

- 弊社にてバッテリーの受領が確認されましたら、下記のバッテリー代金をお支払い致します。

1,000円/個（消費税込）

※ 上記は2016年2月現在の金額です。金額は予告無く変更する場合がありますので御了承下さい。

※ 貴社指定口座へのお振込をもって支払完了とさせていただきます。

リチウムイオンバッテリーの引取りをお断りする場合

- 本マニュアルに従わず、意図的に分解されたもの、あるいは重機等を使用して取外したために破損したものなどは、輸送時の安全性確保に支障をきたす恐れがあることから、引取りをお断りすることがありますので、あらかじめご注意ください。

本マニュアルの記載事項は予告なく変更することがあります。
作業前に必ず最新版を弊社ウェブサイトにて御確認下さい。
<http://www.mercedes-benz.jp/corporate/csr/recycle/04.html>

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部が改正され、
2012年2月1日より「リチウムイオンバッテリー」「ニッケル水素
バッテリー」が事前回収物品に追加されました。

リチウムイオンバッテリーの回収・リサイクルシステム概要

- 取外されたリチウムイオンバッテリーは、下図の方法で回収され、リサイクルされます。
 - ① 廃車からのリチウムイオンバッテリー取外し・保管
 - ② メルセデス・ベンツ日本（株）に回収依頼
 弊社ウェブサイト（<http://www.mercedes-benz.jp/corporate/csr/recycle/04.html>）より
 回収申込み用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上Fax（011-863-3533）して下さい。
 ※ インターネット接続環境をお持ちでない場合はメルセデスコール（0120-190-610：2番（お問合せ））まで御連絡下さい。
 受付時間：9:30～12:00, 13:00～17:30 年中無休 ※会社の定める休日を除く
 その際、オペレータに『リチウムイオンバッテリー回収依頼の件』とお伝え頂き、合せて
 貴社名、御担当者名、電話番号、Fax番号をお伝え下さい。
 - ③ 弊社より専用運搬箱を送付します。
 - ④ 専用運搬箱が届きましたら、取外したリチウムイオンバッテリーを格納し、運搬箱に同封の伝票にて
 下記宛に送付して下さい。
 - ⑤ 弊社にてバッテリーの受領確認後、回収申込用紙にて御指定頂いた口座にバッテリー代金をお振込
 します。

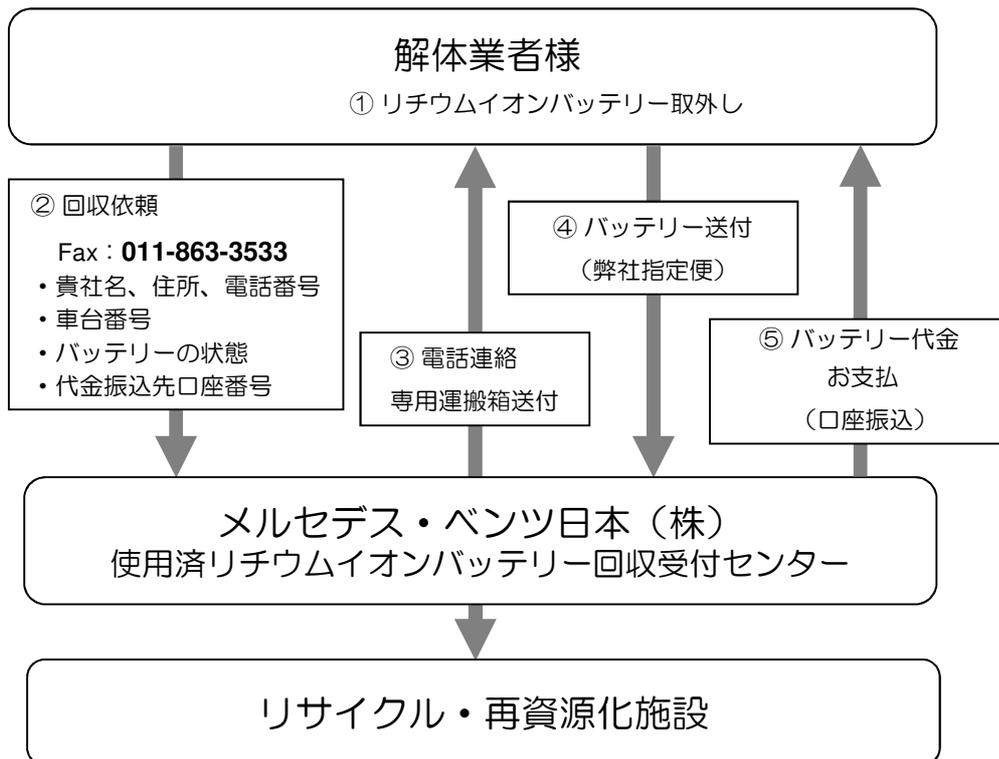
【バッテリー送付先】

〒275-0024

千葉県習志野市茜浜3-7-1-2

メルセデス・ベンツ日本（株）習志野事業所

注意：指定の伝票及び専用運搬箱をご使用下さい。



本件に関するお問合せは弊社メルセデスコール（0120-190-610：2番（お問合せ））に
 お願いします。

受付時間：9:30～12:00, 13:00～17:30 年中無休 ※会社の定める休日を除く
 その際、『リチウムイオンバッテリー回収の件』とお伝え頂き、貴社名、御担当者名、電話番号
 及びお問合せ内容をお伝え下さい。折返し御連絡致します。

始動用リチウムイオンバッテリーの見分け方

バッテリー側面ラベルの例



『Li-ion Starter Battery』の表示



『Li-ion』の表示

【注意】

- ラベルのデザインは異なる場合があります。
『Li-ion Starter Battery』または『Li-ion』の表示があるものが回収対象です。
- 始動用鉛酸バッテリー（鉛蓄電池）は回収対象ではありません。